

DIO

連合総研レポート

2010年3月1日

No.247

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

CONTENTS

特集

地域再生に向けたエコ・アプローチ

地域再生の試み～ヨーロッパと日本

間宮 陽介 ……………4

階層化された流域管理

脇田 健一 ……………8

寄稿

森は海の恋人・20年の軌跡

島山 重篤 ……………12

巻頭言 ……………2

2010年代も課題は山積

視点 ……………3

未来への投資－グリーン・ジャパン戦略

報告 ……………16

『労働法改革－参加による公正・効率社会の実現』の概要

報告 ……………20

「医療人材に関する研究Ⅱ」研究委員会講演 医療現場における高負荷労働の実態と対策

今月のデータ ……………23

内閣府「消費動向調査」ほか 消費者態度指数改善の背景に 好調のエコポイント

事務局だより ……………24

2010年代も課題は山積

連合総研所長
薦田隆成

昨年3月号の本欄で、信用も信頼も失われたなら平時ではない、と書いたが、世界的経済危機に直面した各国・国民等が、智慧を絞って講じた非伝統的な政策手段や、思い切った規模の財政出動等によって、世界経済は立ち直りつつあり、わが国経済も小康状態にある。現政権になって最初の四半期である昨年10-12月期の実質経済成長率（一次速報。年率換算）は4.6%と、3四半期連続のプラス成長となった（名目では7期ぶりのプラス）。2009暦年は、実質▲5.0%、名目▲6.0%とマイナス成長だったが、名目GDPは辛うじて中国を抑え、世界第2位を守ったようだ。

ただ、生産活動は、ようやく2002年の景気の谷とほぼ同水準に戻っただけであるし、対策効果の息切れ等から、新年度に入ると景気減速が予想され、補正予算の議論にもなる。わが国の出口戦略はまだ先のようだ。

財政制約がどんどん強まってくる今年からの2010年代の課題を、国民の生活の場である国土からみてみよう。国土形成計画（全国計画）（2008年7月）では、「新たな公」を基軸とする地域づくりを重要な戦略に掲げている。民間の多様な主体が主たる担い手となって発意し、協働して地域課題の解決と地域での公共的価値の実現に向け、戦略的に取り組む時代となっており、行政に求められる役割は、そのための環境整備である、としている。「民にできることは民に。」とも言えよう。

同計画はまた、国土基盤ストックの老朽化に伴い、安全性等の機能維持が重要になる一方、維持更新投資の増加により国土基盤投資の環境が厳しくなることも指摘している。国土基盤の質的向上は、コンクリートから人へ、といわれる中でも、重要な課題ではある。なお、この場合の"人"は、単数ではなく、英語では、前政権、前々政権の「生活者」と同じ、"People"である。

昔から「公共」を担う主体は官だけだったわけではもちろんないし、「新しい公共」の議論が始まってからも10年以上経つが、ここ2回の国会での総理演説であらためてクローズアップされた。官邸HPでは、New Concept of Public

Serviceと英訳されている。市民やNPOが活発に活動できるよう、側面から支援していくことこそが、今世紀の政治の役割である、とされている。

1984年、内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会が、自主的社会参加活動の活性化についての意見書を出した時に事務局を担当し、また、NPO法が、市民活動促進法案として1997年6月に衆議院で可決された時の担当課長だった関係もあり、そして、個人的にも、阪神淡路大震災で、避難者として避難所等においてNPOの方々の援助を受けた体験があるので、「新しい公共」円卓会議での議論の展開に大いに期待している。様々な検討課題があろうが、たとえば、将来起り得る雇用ないし労働の問題も議論の対象となってこよう。

自自公連立政権時代に設置された経済財政諮問会議が近く廃止となるようだ。2006年の「骨太の方針」で決めた国の事業仕分けを政府が行ったのは、現政権になった昨年秋が初めてである。社会保障番号制度も、最初の骨太方針2001で検討課題とされたが、殆ど進展がない。個人情報保護に関する担当課長として、番号制度を議論する税制調査会に呼ばれて説明したのはたしか15年前だったと記憶するが、極めて重要な社会インフラであるにもかかわらず、検討が進んでこなかった。先般、「社会保障・税にかかわる番号制度に関する検討会」が始まったが、実現に向けて何とか前進させて欲しいと思う。

政権交替に伴う或る程度の混乱は、民主主義につきものであるが、様々な試行錯誤や実験も行われる中で、この半年の間に、永田町の風景や、霞が関住人のワークとライフは、相当大きく変わった（ライフといっても生命ではないが）。

近い将来に政権交替可能な政治体制が確立されるかどうかは、幻に終わった"大連立"の一方だった旧連立与党第一党が、"無責任野党"の存在を半年で復活させるか否かにかかっている。政治家は政策を理解し立案し、自分の言葉で語らなければならない。"思い"と"政策"とは違う。参議院選挙は本来、政権選択選挙ではないが、有権者の行動と責任が問われる季節が近づいている。

未来への投資－グリーン・ジャパン戦略

2008年9月のリーマンショック以降の急激かつ深刻な世界同時不況。「100年に一度の経済危機」といわれたこの深い霧が晴れた後の世界は、様相が一変しているに違いないといわれてきた。実物経済をはるかに凌駕するようなマネー資本主義暴走の限界と制御、身の丈を超えた過剰消費と資本流入に支えられたアメリカ極集中体制からの脱皮と不均衡是正、中国やインドなど新興諸国の急速な成長と世界情勢の基軸変化－歴史の歯車は、いま音をたてて回りつつある。

そしてもうひとつ、確実に進みつつある変化が、地球環境問題と調和した持続可能な21世紀社会の構築だ。気候変動とエネルギー危機のもとで、化石燃料に依拠した大量生産・大量消費・大量廃棄型文明からの転換をめざす、「100年に一度のエネルギー革命」のただ中にあることを、しっかりと認識する必要がある。

もう、元と同じ姿に戻ることはないのだ。自動車産業に典型的に見られるように、世界不況からの回復過程で、ハイブリッドカーや電気自動車（EV）の圧倒的な燃費効率など、環境技術をはじめとする新しい潮流を取り込めるか否かは、産業・企業の浮沈を制する様相さえ見せ始めている。

そのような中、ポスト京都議定書（2013年～）の新しい国際的枠組みを構築する目的で、昨年12月コペンハーゲンで開催されたCOP15は、率直にいった期待を裏切る結果になったといわざるをえない。地球温暖化を食い止めるには、最大の排出国である米中を含めた、主要な排出国すべてが参加する新たな枠組みが不可欠であることはいうまでもない。日本は鳩山新政権の下、「主要国の参加による公平かつ実効性のある枠組みと意欲的な目標を前提」にしつつ、「2020年、90年比25%削減」という思い切った目標を掲げ、合意へのイニシヤチブ発揮に強い決意を示したが、先進国と新興国、途上国間の溝は大きく、結局、拘束力ある合意まで至らず先送りになってしまった。それぞれの立場と国益がかかる温暖化問題解決の難しさが改めて浮き彫りとなったとも言えるが、ここで立ち止まるわけにはいかない。これまで埒外にあった米国・中国を含め、とにもかくにも主要排出国が同一テーブルにつき、膠着状態だった国際交渉が動き出したことは前進への第一歩であり、すべてはこれからの努力にかかっている。

問題は、むしろ日本のこれからの対応である。とても足元が固まっているとは思えないからだ。コペンハーゲン合意ができなかったことに正直ホッとする空気や、「CO₂削減は産業や社会へのコスト増。高い目標を掲げ実行したものが損をする」などの論調が一部で幅を利かせている現実がある。－しかし、本当にそれで済むのか。

他の国がどうあれ、日本は主体的に方向を決め、日本として必要と判断したことは、国内法・予算・税制・規制改革などあらゆる政策を総動員して着実に実行する。その決断と政治的リーダーシップこそがいま求められているのではないのか。

日本は、米・中などの参加を前提にした25%削減の旗を降ろすべきではないと思う。もちろん、その中期目標数字の持つ重みは大変なものがあるし、ハードルは高い。しかし、昨年7月、ラクイラ・サミットで日本を含め先進国G8が表明した「2050年 80%削減」という長期目標を見据えた時、その一通過点であるとも言えるのだ。

霧が晴れた後の21世紀地球社会のメガトレンドははっきりしている。ならば「逡巡したり」「追い込まれて」ではなく、「先手を打つ」べきだ。日本の得意とする環境分野で明確な「国家戦略」を打ちたて、究極には化石燃料に依存しない－低炭素経済社会への転換に総力を結集する。その経済社会のデザイン、技術およびシステムをもって世界をリードしていくべきではないか。

そのためには、政府は、まず25%減を掲げる条件と、実現のための道筋を明確にしなければならない。目標設定においては、国内での純削減分－いわゆる真水の部分（京都議定書では、6%削減のうち、国内での純削減量0.6%、森林吸収源3.8%、CDM等海外での削減分1.6%という内訳であった）をいくらで設定するか、そしてその実現に向けた具体的政策や制度、資金面を含めた枠組みをどうするか、それらをわかりやすく提示し、国民的議論の中から、個別省庁を超えた日本国家としての「グリーン・ジャパン戦略」を確立し、果敢に実行していく段階を迎えている。

①太陽光・風力・地熱・小規模水力など再生可能エネルギー転換への思い切った誘導策、あわせて原子力発電の質的向上、石炭火力発電の低炭素化技術の導入、②農山村活用とリンクさせた次世代バイオエネルギーの生産、③日本版スマートグリッド（ITを活用した新エネルギーと系統電力との連携）の整備、④自動車や家電などの省エネレベルを進化させるトップランナー制度の強化や、プラグイン・ハイブリッド、電気自動車普及に向けたインフラ整備、⑤家庭部門からの排出削減に大きな効果を持つ、住宅・建築物に対する省エネ基準の抜本強化と支援策、⑥大型ビルや商業施設でのESCO事業等を活用した大幅削減、オーナー・テナント間・地域ぐるみ・業種ぐるみでの連携推進、⑦交通網の総合的見直しと新しい公共交通機関の再位置づけ、⑧カーボン・フット・プリントなど、「見える化」を通じた消費者の選択を可能とする仕組みづくり、⑨環境税や排出量取引制度など、すでに欧州諸国で実績のある価格メカニズムを活用した経済的手法の本格的設計と、国民的議論を通じた政治的決断。－など、やるべき課題は山ほどある。

低炭素社会づくりに向けた「グリーン・ジャパン戦略」は、短期的にはコスト増加要因に見えても、それは未来へ向けての新しい投資を誘発し、技術革新を促し、需要を作り、雇用を創出するなど、長期的には経済を発展させる「成長戦略」でもあるのだ。

（固菰卯）

地域再生の試み ～ヨーロッパと日本

間宮 陽介

(京都大学大学院人間・環境学研究科教授)

市場の均質化作用

グローバル化の流れの中で、地域が衰退しているのは日本もヨーロッパも同じである。市場の力は、地域や地方がもっていた個性や活力を、いわばローラーがでこぼした大地を押し均していくように、均質化していく。

市場がこのような均質化作用をもつことと、市場が、地方と中央、農村と都市の格差を拡大させていることとはなんら矛盾しない。経済が好景気に沸いているときには資金は市場原理によって地方の隅々にまで浸透していくが、不景気になると、同じ市場原理にもとづいて、資金は地方から経済の中心地に環流し、地方経済は資金逆流のあおりをまともに受ける。20世紀前半の不況期に考案された地域通貨は、資金の逆流に対抗する1つの試み、いわば地域再生の最初の試みであった。市場の均質化作用とは貨幣のもつ均質化作用（資本に故郷はない、というマルクスの言葉を想起されたい）にほかならず、グローバル化の時代には資金は瞬時に国境を越える、独自の産業や文化を築きあげてきた地方・地域を素通りして、国家間を移動する。

筆者はこの5年、2度にわたって、ヨーロッパの地域再生の現状を調査する機会をもった。1度目はスペイン、次がイタリアである。ここではまずスペインの2つの事例（ポブラとビルバオ）を調査ノートから抜き出して、再掲しておくことにしよう。

調査ノートから——ポブラ

ポブラ町長C.ロセル氏からの聞き取り。

ポブラはカタルーニャの1寒村。人口は1400人、平均年齢55歳。子供の数は少なく、現在小学校に通っている者は60人足らず。中学校はなく、小学校を終えた者は隣の中学校に通う。かつては紡績工場とセメント工場をもち、比較的豊かな町であったが、紡績工場はすでに閉鎖され、セメント工場も本年〔2005年〕3月中に閉鎖の予定。このようにポブラは衰退の危機に瀕しており、いかにして町を再生させるかが大きな課題になっている。このようななか、ポブラはEU都市再生プログラムの対象となり、EU基金に加え、民間と公的両者の支援により再生を図ろうとしている。



ポブラの居酒屋にて。好みのワインを樽から出してくれる。中央が筆者

だが、前途は多難である。若い人たちは義務教育を終えると町を出、工場誘致もはかばかしくない。若者にとって魅力的な町にするにはどうすればいいか、高齢者の福祉をどうするか。

特集

地域再生に向けたエコ・アプローチ

地域・地方の疲弊を克服し、活性化への道を見出すヒントを「環境」という切り口から探る

問題は山積しているが、女性町長にも、あるいはこの町全体にも悲壯感はない。日本では小都市の合併が進んでいるが、と問うと、『『自分たちの町』ではそのようなことは考えられない』と町長は話す。自分たちが生まれ育った町に愛着と誇りを持ち、それが都市再生のバネとなっている。

だが、ポプラは決して孤立しているわけではない。医療、学校、防災などのサービスに関しては他の町と広域のネットワークを作り、相互に連携しあっている。グローバル化の波はこの小さな町をも容赦なく襲っているが、浮き足立つことのないその姿勢には学ぶところが多い。

調査ノートから——ビルバオ

ビルバオ市第一助役 I. アレン氏（アレン氏は元ビルバオ総合開発責任者、自らは建築家でもある）のレクチャー。

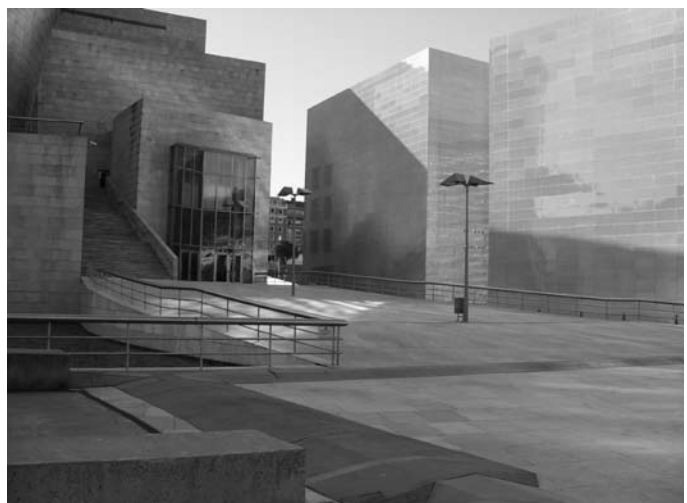
ビルバオは1300年に創設された中世の都市。19世紀の半ばに鉄鉱山が開発され、鉄鋼業を中心とした町として発展。だが1970年代に入るとアジア新興工業国が台頭し、ビルバオ市は基幹産業の衰退という事態に直面する。このようななかで、市をいかにして再生させるかという大きな課題を担って陣頭指揮に当たったのがアレン氏である。以下は氏のレクチャーの骨子である。

1) ビルバオ市の歴史。ビルバオ市は1300年6月15日に創設され、1511年のビルバオコンソレート（海運商工会議所）の設立を機に商業都市として発展。1850年頃、鉄鉱山が開発され、当初はイギリスへの輸出で利益を上げたが、やがて豊富な鉄鉱石をもとに、製鉄所が創られ、ビルバオも産業革命を迎える。鉄鋼業だけでなく造船業も盛んになり、工業都市として大いに発展。だがオイルショックの影響はビルバオにも及び、1970年代には失業率が35パーセントにもなる。産業が衰退すると同時に、都市環境も悪化し、麻薬の横行によって治安の悪化も無視できないものとなった。「何とかしなければ！」ビルバオは崩壊するという危機感によって、ビルバオ市の再生事業が開始された。

2) 産業再生と環境整備。ビルバオは何よりもまず、失業者のために雇用を創設することに意を用いた。従来の工業は雇用効果はそれほど大きくない。ビルバオが目指したのは産業構造の転換——工業都市からポスト工業都市への転換であった。具体的にいうと、①インフラ整備。空港、港湾、地下鉄、それにインターネット網の整備、②環境整備、街並み整備、③教育の充実、④文化活動の推進と文化の発信。

3) プロセス。都市を作り替えるために、工場跡地を市が買い取り、敷地を公共用地とした。都市開発の主体は公社であり、出資比率は中央政府とバスク政府がそれぞれ50パーセント。官と民のあいだの調整は容易だが官—官の調整は容易ではない、というのはアレン氏の言。

文化都市建設の目玉となったのがグッゲンハイム美術館の誘致建設である。他の諸都市が同美術館の誘致に二の足を踏むなか、ビルバオは誘致を断行。日本円換算で186億2000万円のうち119億円を建設費（周辺整備を含む）に、50億円をコレクションの収集に充てる。



グッゲンハイム美術館

4) 効果。美術館の費用回収のためには年40万人の入場者が必要、だが初年度の入場者は135万人、現在でも90～100万人の入場者がある。GDP効果は初年度が20億6000万円、3年間の税収増は119億円、美術館建設による雇用の増加は3816人。

アレン氏はもっぱら産業再生の観点からビルバオの施策を説明した。では「文化都市」の創

設はうまくいったかといえ、必ずしもそうではない、というのが市内を見学したときの印象である。「文化」が市民の生活から浮いてしまって、グッゲンハイム美術館の周辺は市民の憩いの場というよりは、観光名所という観を呈している。町全体が何かだっ広いという感じで、凝集感に欠ける。開発区域よりは、商店が密集する旧市街に都市らしい魅力を感じたのは私だけだろうか。

ポブラ型とビルバオ型、そしてイタリアは？

ポブラとビルバオは都市（町）の規模の点では大きな違いがあるが、グローバル化の進展とともに産業基盤を喪失していったという点では同じである。産業基盤の喪失という事態に直面して、ポブラはEU基金の補助を仰ぎながら、生活基盤の再生・強化に主眼点を置いている。これに対し、ビルバオは工業都市からポスト工業都市への転換を図ろうとしている。広い意味での産業再生である。その目玉がグッゲンハイム美術館であり、文化都市へと転換することによって市外からの集客に力を注いでいる。もっといえば、前者は日常生活の再生・強化に活路を見出そうとするのに対し、後者は都市を非日常の空間とすることにより、都市の再生を図ろうとしている、ということである。

筆者が2度目の調査を行ったイタリア北部のトスカーナ地方はポブラ型に近い。ただポブラと違うのはトスカーナ地方の農村地帯にはワイン、ハム、チーズ、オリーブ油といった伝統的な地場産業が存在していることである。それだけ、この地方はポブラよりは有利な位置にあるといえる。しかしグローバル化の波をまともに受けているのはトスカーナ地方も同じである。ジョコンダ夫人（モナリザのモデルになったあのジョコンダ夫人！ 小さな事務所の壁にはモナリザの写真が掛けられていた）の末裔が経営するワイナリーは広大な葡萄園をもつ家族経営のワイナリーであり、そのワインの品質は、何度も賞を取ったことからわかるように、折り紙付きであるが、その主人によれば、近年では中国産の安いワインに押され気味だという。

イタリアはスローフードとグリーンツーリズムの調査が主目的であった。日本では商業主義の臭いがするこの地域振興策は、彼の地ではまったく様相を異にしていた。トスカーナの丘陵地帯を見下ろす山上の栗林——樹齢300年の栗の木は想像を絶する大きさで、トスカーナ栗は日本にも輸出され、洋菓子の材料として使われている——は、夫婦と息子の3人で管理され、下草1本生えていない林は山上の公園といった趣だ。ツーリストが泊まる小部屋が2部屋あり、壁には日本の浮世絵が掛けられていた。付近のなだらかな傾斜面に2人の中年婦人が長椅子に寝そべっていた。デンマークから来たという。何をすることもなく、1週間ほど、こうしてのんびり過ごすらしい。帰路、キャンティクラシコChianti Classicoの小さな町——ポブラよりずっと小さい——に立ち寄った。小さな広場に面してファニーロという名の店がある。製造するハムやサラミは品質と味が評判で、域外からも多くの客を集めている。



欧州農村整備現地研究会（生源寺眞一団長）がトスカーナの栗農家を訪れたさいの記念写真。後列、左から2人目が筆者



「ファニーロ」の店内。チンタ豚のハムとサラミで有名

イタリアは筋金入りの個人主義の国だという。このような国にグローバル化の均質化する波が押し寄せるのだから、その葛藤や軋轢は相当のものであったに違いない。彼らを選んだ道は大勢に順応するよりは、自分たちが代々受け継いだ資産を点検し、それを頑固に守り通していくことであった、といえるかもしれない。トスカナ地方の農業だけではない、ローマやフィレンツェには古代ローマの城壁や中世の建物が数多く残っているが、彼らはそれらをいまでも活用し、時にはホテルその他の現代の建造物に組み込み、再利用している。スローフードやグリーンツーリズムも地に足がついているのを実感した。

日本の地域再生

日本とヨーロッパとは歴史、文化、地勢、それに経済的背景も違う。また同じ日本、同じヨーロッパでも地域差があることは承知している。筆者のわずかな知見をもって一般化する弊は避けなければならないが、敢えていうとしたら、日本の地域再生は、中小都市のそれも農村山間部のそれも、それらはどちらかといえばビルバオ型に近いのではなからうか。

たとえば滋賀県長浜市の町おこしもそうである。長浜市（と京都市）は、一昨年、われわれの研究科（京都大学人間・環境学研究科）と町づくり協定を結び、町おこしの実践を協力して行うとともに、教員や学生たちは当地を研究の場とし、いくつかのプロジェクトを組んで研究活動を行っている。理論的・実践的な活動拠点が研究科の長浜研究所で、市はわれわれのために江戸時代の商家を改築してくれた。

もちろん長浜はビルバオそのものではない。長浜だけがもつ資産、たとえば古くから伝わる黒壁、小堀遠州の庭園、曳山祭りなど、有形無形の諸資産を巧みに利用しながら都市再生を行っている。こうして、多くの地方都市の中心地区がシャッター街と化すなかで、長浜の中心市街地は見事に再生を遂げ、いまでは最も成功した地域振興の一つに数えられている。JR長浜駅から歩いて10分の距離にある中心市街地は多くの観光客で賑わい、そのまた中心の「黒壁



長浜の中心市街地にある黒壁スクウェアの街並み／中井直樹撮影

スクウェア」は活気と輝きを帯びている。

だが、市の職員も懸念しているように、中心市街地と周辺の生活空間とが切り離されている。日常空間と非日常の空間が分離していて、両者の交わりが希薄なのである。黒壁地区で目にするのは多くが観光客、昼間にはぎやかだが、夜は人の姿もまばらである。ちょうど霞ヶ関の官庁街がそうであるように。昼のにぎわいをどのようにすれば夜に持続させることができるか、あるいは1年中を通して持続させることができるか。さらにまた、観光客の足が遠のいたとき、潮が引くように町が衰退していくのを、どのようにすれば食い止めることができるか。

日常の生活が営まれている空間にせよ、観光客の集まる非日常の空間にせよ、空間を持続させるのは人々の多様な活動である。この活動は非日常空間では「イベント」を生み出す力となり、日常空間では生活そのものを生み出す力となる。京都市民の台所である錦市場は日常空間と非日常空間が融合した見事な例、市民の生活が観光の対象となる希有の例である。地域振興・地域再生は意外に身近なところにある、遠くを見る前に、まず足下を見つめよ。これが筆者の乏しい経験から導き出された1つの結論である。

階層化された流域管理

脇田 健一
(龍谷大学社会学部教授)

流域管理と地域再生も「根っこは同じ」？

ときどき、「あなたの専門は何ですか？どんなテーマで研究されていますか？」と聞かれることがある。そのとき私は、「専門は環境社会学。特に流域管理をテーマに研究をしています。まちづくりや村づくりなどの地域再生にも取り組んでいます」と答えることにしている。その答えに間違いはないのだが、多くの方たちは、少々怪訝な顔をされる。流域管理という環境保全に関する問題と、まちづくりや村づくりなどの地域再生の問題がなぜ結びつくのか、理解しにくいことなのかもしれない。もっともなことだ。

大変個人的な話で恐縮だが、私は、30代の後半から現在まで約15年にわたり、日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業や、文部科学省の研究機関である総合地球環境学研究所の研究プロジェクトに参加しながら、琵琶湖の流域管理をテーマに研究してきた。そのいずれもが、自分が専門とする環境社会学とは異なる、生態学や環境工学の研究者との協働による文理連携型のプロジェクトであった。これからの流域管理は、特定の学問領域の知識や理論に依拠して進めていくことはできない。これらのプロジェクトでは、個別科学に蓄積された成果を活かしつつ、同時に、個別科学が自明としてきた前提、また個別科学間の齟齬やズレを自覚化しあいながら、少しずつ「相補的な関係」を構築し、新たな流域管理のため方法を探ってきた。プロジェクトの内部では、自分とは専門を異にする「異質な他者（研究者）」とのコミュニケーション

が必要になった。そこでは、同じ専攻の専門家からなる心地の良い「共同体」に安住することは許されない。このような経験によって、私は「多様性」や「多元性」という問題一般について考えることになった。そのような意味でも、文理連携型のプロジェクトは、私にとって大変貴重な経験となった。一昨年からは、滋賀県の琵琶湖総合保全学術委員会に委員として参加し、プロジェクトでの経験を活かしながら、琵琶湖総合保全計画である「マザーレイク21」の第2期計画の方向性について、様々な分野の委員とともに検討を行ってきた。

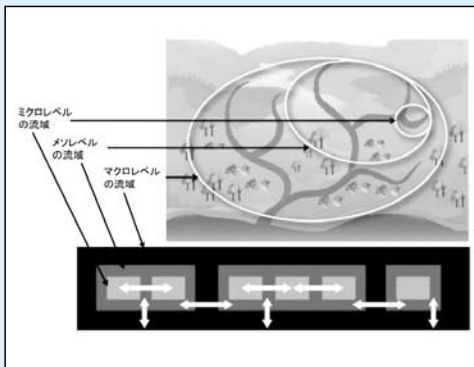
以上のように流域管理の問題に関わりながら、その一方で、近年では、地域再生の活動にも取り組んでいる。勤務先の大学においては、大津市の中心市街地で、地域づくりに学生と地域住民の皆さんが協働で取り組む地域密着型教育プログラム「大津エンパワねっと」（2007年文部科学省現代GP採択）の企画立案や運営にあたっている。また岐阜県の複数の自治体で実施されている「地域づくり型生涯学習」の地域実践や、岩手県のNPO法人「カシオペア連邦地域づくりサポーターズ」による地域づくり活動の助成事業にも、アドバイザーや審査委員として参加している。このように書くと、まったく別々のテーマに取り組んでいるように見えるかもしれない。しかし、じつは流域管理の研究で得られた経験や知見が、様々な地域づくり活動に関わるさいにも大いに役立っているのである。大変乱暴なことを言えば、私にとっては、流域管理も地域再生も「根っこは同じ」だからである。以下では、私なりの流域管理に対する

考えを述べていくことにしよう。

制約条件としての階層

流域という言葉を開いたとき、どのようなイメージを思い浮かべるだろうか。流域においては、本流だけでなく、大小さまざまな支流が樹形図状にひろがっている。そのように考えたばあい、この流域全体を、マイクロレベルの流域、メソレベルの流域、マクロレベルの流域といった複数の空間スケールの階層をもつ入れ子状の構造、すなわち異なる複数の重層的空間スケールをもつ構造として把握することができる(図)。私がフィールドとしている琵琶湖流域では、琵琶湖流域全体(琵琶湖本体や琵琶湖に流入する河川全体)がマクロレベルの流域の階層、琵琶湖に流入する河川がメソレベルの流域の階層、個々の河川の支流にあるコミュニティの農業用排水路や小河川がマイクロレベルの流域の階層に対応することになる。

図 入れ子状



以上のような流域の構造を踏まえうえて、次のことに注目したい。一般に、流域において、人びとは自らの生活や生業が直接的に関係する範囲の階層(直接的に利害が及ぶ階層)には強い関心を持ち、その階層固有の流域の問題には敏感だが、自分が直接関係しない異なる階層の問題にまでは関心をもっているわけではない。このことは、流域全体の環境政策を立案する地方自治体の環境政策部局のばあいであっても同様である。たとえば、マクロレベルの階層で、CODやBODといった客観的な数値で示すことのできる、水質のような問題については関心をもっている(それらは普遍的な指標で測定できる問題でもある)、メソレベル、そしてミク

ロレベルの階層、すなわち地域住民が普段接している地域社会の小河川が抱える固有の問題については特に関心をもつこともなく、それらはなかなか視野に入っていない。以上からもわかるように、流域内部のそれぞれの階層に分散した利害関係者のあいだで、必ずしも流域に対する問題認識が一致するとは限らない。階層が制約条件として存在しているからである。

私は、このような問題認識が一致しない状態を、階層間に「状況の定義のズレ」が発生していると表現している。この「状況の定義」とは、流域の階層間に分散した集団が、自らが関与する流域(階層)に対して行う集合的定義のことであり、ここでは、流域において「何が問題なのか?」(問題設定に関する認知的側面)、「いかに解決すべきなのか?」(解決手法の選択に関する行為的側面)といった点が注目されることになる。このような「状況の定義」や「状況の定義のズレ」を通して考えてみると、流域管理の難しさが自ずと明らかになってくる。それは、流域に関与する利害関係者が、複数の重層的な階層に分散しながら固有の「状況の定義」を行うために、階層が制約条件となり、自己とは異なる階層の「状況の定義」が不可視化されやすくなり(とくに、マクロレベルの階層における行政による「状況の定義」からは、メソレベル・マイクロレベルの階層における地域住民の「状況の定義」が不可視化される)、利害関係者間に「状況の定義のズレ」が発生し、流域全体の管理を進めていくための合意形成と協働が困難になってしまう、ということである。

「階層間のコミュニケーション」の豊富化、エンパワメント、「有効性感覚」の醸成

従来、流域管理の主体は行政や専門家であった。圧倒的な権力と専門性を背景に、行政がトップダウン的に政策を推進し一元的に流域管理を行ってきた。しかし、このようなトップダウン的な流域管理だけでは、複数の重層的な階層に分散する様々な利害関係者、すなわち地域住民とのあいだに、今述べたような「状況の定義のズレ」が発生することになる。そのため、「状況の定義のズレ」という問題を乗り越えようとするならば、マイクロレベルの階層やメソレベルの階層に分散している地域住民の「状況の定義」に

耳を傾けざるをえない。ただしそのばあいも、従来、流域管理をほぼ独占してきた行政や専門家が、その他複数の地域住民に対して流域管理に関する発言権を付与していくといったレベルを超えなければならない。「状況の定義のズレ」の発生を乗り越えていくためには、単なる情報提供や意見聴取のレベルを超えて、多様な地域住民の参加・参画と協働を志向するボトムアップ的な流域管理を積極的に取り入れる必要があるのだ。

少し詳しく説明しよう。行政や専門家の関心が及ばない、あるいは視野に入りにくいメソレベルやマイクロレベルの階層、すなわち地域住民がリアルに捉えている地域社会の個別の小河川においては、むしろ地域住民のほうで、「現場の専門家」として力を発揮することが珍しくない。個別の小河川の「現場の専門家」である地域住民が行う「状況の定義」は、科学知のような普遍的な裏付けはないにしろ、地域社会のなかに蓄積されてきたローカルな知識（生活知）や技術（伝統的技術）、さらには地域の歴史や文化と深く関わっており、多くの地域住民が流域管理の当事者となっていくうえで、大きな力となるばあいがあるからだ。すなわち、メソレベルやマイクロレベルの階層の「現場の専門家」（地域住民）の「状況の定義」が、マクロの階層の行政や専門家による「状況の定義」と同様に価値をもつものとして扱われると同時に、行政や専門家によって独占されてきた流域管理の「意志決定」の場が、地域住民にも開放されていくことが必要性なのである。

別の見方をすれば、以上のことは、「階層間のコミュニケーション」の豊富化ともいえる。階層を越えて、「階層間のコミュニケーション」が豊富化することにより、自分達自身の「状況の定義」の意味や価値が、流域管理全体の「意思決定」の場で正当に評価されることになる。そのことは、結果として、メソレベルやマイクロレベルの階層に対する地域住民の主体性や意欲、さらには管理能力を向上させていくこともつながるはずだ。すなわち、「階層間のコミュニケーション」の豊富化が、地域住民が「階層の専門家」としてエンパワメント（empowerment）していくための社会的条件

を用意するのである。「階層間のコミュニケーション」の豊富化とエンパワメントとは、表裏一体の関係にあることを示しているのである。

これからの流域管理においては、地域住民が日常生活・生業の文脈（コンテクスト）の延長線上に、メソレベルやマイクロレベルの階層の課題（「状況の定義」）を見だし、それらを自分達が主体となって解決していくこと、そして自分達の実践が地域生活のアメニティを高め、身近な流域環境の質をさらに向上にさせていること、さらには専門家や行政の支援を受けながらも、「自分達が中心となって、地域の流域管理のプロセスをコントロールできている」という感覚を実感できること、以上の一連の事柄が不可欠であるように思う。

このようなマイクロレベルやメソレベルの階層でエンパワメントされた地域住民の実践は、それが社会的に積み重ねられていく過程で、外部から多様な社会的評価を引き出すことになり、自分達の実践が社会的に有効であると認識する「有効性感覚」の醸成していくことにもつながる。簡単にいえば、「こんなことをやっても…」という意識からぬけだし、「自分たちもやればできるじゃないか！」という意識を社会的に強化していくことになる。そのさい、地域住民は一層エンパワメントされていくことになり、活動の持続性も高まっていく。私は、「階層間のコミュニケーション」の豊富化とエンパワメント、そして「有効性感覚」の醸成が存在しないところで、階層を越えた、流域全体の管理を進めていくための合意形成と協働は成立しないと考えている。

ここまでお読みいただければ、最初の方で「流域管理も地域再生も『根っこは同じ』」と述べたことの理由がご理解いただけるのではないかと思う。通常地域再生の事業においては、流域管理で私が制約条件として捉えた階層は物理的には存在しない。しかし、私は、いくつかの地域再生の事業に関わりながら、ここまで述べてきた流域管理と同様のことが、地域再生の事業においても必要になってくると考えているのである。

社会的・文化的手法にもとづく「階層化された流域管理」

以上のような、流域管理に対する私の考え方

は、過去に参加した総合地球環境学研究所の文理連携型プロジェクト「琵琶湖-淀川水系における流域管理モデルの構築」のなかで私が提案し、プロジェクトの骨格ともなった「階層化された流域管理」という原理的なアイデアの一部にあたる。詳細については、プロジェクトの成果として刊行された『流域環境学 流域ガバナンスの理論と実践』（和田英太郎監修/谷地茂雄・脇田健一ほか編、京都大学学術出版会）をご覧ください。私たちのプロジェクトでは、この「階層化された流域管理」の考え方のもとに、流域の問題解決を促進するための社会的コミュニケーションをどのように豊富化していくのかという基本戦略に立ち、流域診断の技法の開発や、流域管理を進めるための社会コミュニケーションの支援のあり方を検討してきた。このように社会的コミュニケーションに焦点をあてたのには理由がある。

一般に、環境問題解決のための政策手法としては、規制的手法、技術的解決手法、経済的手法が用いられてきた。高度経済成長期、全国各地で多発する公害問題を背景に、規制的手法や技術的解決方法による対策が進むことになった。1970年代になると、高度大衆消費社会が現実化し、大量生産・大量消費が国民のライフスタイルのなかに定着し、新たに生活公害問題が発生するようになった。公害問題では、加害者と被害者が明確に分離していたが、この生活環境問題においては、多くの消費者も自分達の環境を破壊することに加担してしまう。そのため、規制的手法や技術的解決手法だけで解決していくには無理があった。そこでゴミの有料化のように、環境保全への取り組みに経済的インセンティブを与え、人びとによる経済合理的な行動を誘導することで環境政策の目的を達成しようとする経済的手法も実施されるようになった。

ところで、規制的手法、技術的解決手法、経済的手法、これらの3つの手法の中心的な担い手とは、社会制度を設計する側に位置する行政や専門家である。これら3つの手法において、多くの地域住民（生活者）は制度のなかで操作される対象となる。しかし、流域管理がそのひとつの典型なのだが、環境問題が複雑化しているとの認識が深まるに従い、それまで操作ない

しは誘導される対象であった地域住民自身が、自ら環境保全の担い手となる必要性が生まれてきた。そこで必要になるのが、社会的・文化的手法である。関係する主体がその多様性と多元性を活かしながら流域の問題解決にあたる「階層化された流域管理」においては、必然的に社会的・文化的手法を重視していくことになる。そのため、流域における「階層間のコミュニケーション」を豊富化していくことを基本戦略として設定したのである。

「ミッション化」と「エージェント化」

ここまで述べてきたことは、「階層化された流域管理」の理念や基本方針というべきものである。流域管理の現場においては、常に、実質的な「多様な主体の参加・参画と協働」が確保されているのかどうかに注意を払う必要がある。このようなことを述べるのには理由がある。

私は、近年の環境問題の現場において進められている、様々なタイプの住民参加型の事業にある種の危惧を感じている。一見、多様な主体に対して開放性を維持しているようでありながら、結果として、そのような参加・参画や協働が、施策や事業を正当化するための単なるアリバイになってしまっている例がしばしばみられるからだ。極端に言えば、行政が策定した施策や事業に、地域住民を中心とした多様な主体が動員されているのである。そこでは、地域住民の日常生活・生業の文脈（コンテクスト）の延長線上に見いだされるはずの「状況の定義」が、いつのまにか行政から巧妙に与えられる「状況の定義」にすり替えられている。これは、「ミッション化」と呼ばれる現象である。また、行政と対等の関係のなかで実施されていた地域住民の主体的な流域保全の実践が、補助金などの影響もあり、いつのまにか行政の下請機関化していく「エージェント化」という現象も生じてしまう。そのような「ミッション化」や「エージェント化」のもとでは、「階層化された流域管理」は成立しない。これらのことは、「階層化された流域管理」において、常に、配慮していかなくてはいけない課題といえる。

森は海の恋人・ 20年の軌跡

畠山 重篤
(牡蠣の森を慕う会代表)

赤潮の海

私は三陸リアス式海岸の宮城県気仙沼湾で、カキの養殖を生業としている漁民です。

海で生活している漁民ですが、平成元年から湾に注ぐ大川上流の岩手県室根山に落葉広葉樹の植林を続けています。

ブナ、ナラ、カエデ、ヤマザクラ、カツラなどの落葉広葉樹の苗を約5万本植え、今年も6月6日、22年目の植樹祭を計画しているところです。

なぜ漁民が木を植え始めたのでしょうか。

もちろんそのような行動を起こしたことには理由があります。

昭和36年、気仙沼水産高校を卒業した私は、家業のカキ養殖業に従事しました。

子供の頃から、海が、そして海の生き物が好きでしたので、何の抵抗もなく漁民になりました。

カキの養殖は、養殖といっても餌や肥料をやるわけではありません。籠にカキの稚貝を吊り下げてさえおけば、カキは大きくなり収穫できるのです。

父と私は早朝から夕方まで必死に働き、まずまずの生活ができるようになりました。

でも昭和39年、東京オリンピックを過ぎた頃からです。カキの育ちが悪くなったり、斃死が目立ってきました。おまけに、赤潮が発生し、カキの身が赤くなったのです。

1個のカキは1日に200リットルも水を吸っています。鰓という器官を通過させ、酸素を取り込むと同時に、プランクトンを漉し取って食べるのです。

赤潮が発生すると、いやでもそれを体内に取り入れることになり、白いはずのカキの身が赤くなります。それも、人間の血の色に似た毒々しい赤です。

東京築地魚市場から連絡があり、赤いカキは「血ガキ」という名前がついてしまいました。

全く売れないので廃棄処分になりました。もう出荷しないように、というのです。漁民は窮地に立たされてしまったのです。水産試験場の見解では、もっとも汚い海で発生するプロロセントラルミカンスという赤潮プランクトンが原因だそうです。

でも、どうやって赤潮を防げばいいか、という解決案は出されないままです。それは後になって解ったのですが、行政の仕組みは縦割りという仕組みになっていて、海を司る行政は海に関する権限しかない、ということなのです。

赤潮の原因は、太平洋の沖から来るわけではありません。すべて陸側の人間の側にあることは誰でも知っていることです。でも口を出せないのです。

海を生活の場に行っている私自身も、それまでは海ばかり見てきました。そこで初めて海から陸側をこの目で確かめる必要に迫られたのです。

海から森へ

久しぶりで大川の河口に立ってみました。母校の水産高校の近くです。通学していた頃は広大な干潟が広がり、海苔養殖の漁場でした。

春になると潮干狩場となり、子供を連れた家族で賑わっていたものです。ところが、すっかり埋め立てられてしまいコンクリートとテトラ

ポットの殺風景な姿に変わり果てていました。

まだ廃水規制の緩かった当時、水産加工場からは魚油の混じった加工廃水が大量に排出されていて、河口の護岸には、酸化して真っ黒になった魚油が大量に付着し、悪臭を放っています。

河口にはゴミも大量に重なっていて気持ち悪くなるような光景でした。

住宅地に足を運び側溝を覗いてみると、ここもヘドロだらけで悪臭がすごいのです。

洗濯機が普及した頃で、天然素材のセッケンから、石油が原料の合成洗剤を大量に使う時代に入っていました。

下水道が整備されていないので、家庭廃水もストレートに海に注いでいるのです。とてもガッカリして気落ちしてしまいました。

なんとか気をとり直し、上流を目指して歩き出し水田地帯にさしかかりました。母の実家が農家なので、子供の頃田植えの手伝いに行ったものです。

その頃の記憶では、田んぼは生き物であふれていました。タニシ、ドジョウ、フナ、ゲンゴロウ、ミズスマシ、バッタ、時々アオダイショウが現れ大さわぎしたものです。でも、田んぼはシーンとしているのです。

レイチェル・カーソンという人が「沈黙の春」という本を書きましたが、文字通りそんな世界です。草刈りをしている農家の人に訊いてみますと、“除草剤を使わなければ生き物は残るのですが、いまさら手で草を採るわけにもいかないので…”と語ってくれました。

今まで第一次生産者同士の話し合いは協業者間だけでしたが、農業者とも話をしなければ…と思いました。

新月ダムの問題

大川沿いの道を歩き続けると、兩岸の山と山が迫ってきて溪谷になります。大きな看板が出ていました。「新月ダム建設絶対反対」と書かれています。

時々新聞にダム問題の記事が出ていましたが、それは地権者の問題であり、漁民は関係ないと思っていたのです。

漁民は経験的に、雪や雨が少ないと、海藻や貝などの生長が悪いことは知っていました。

思っていたより大川の水量は多く、ここで川

がストップしてしまうと海に影響が出るな、と直感的に思いました。ダム建設予定地は、河口からわずか8キロ地点で、カモメが飛んできている所なのです。

でも今までダム建設に関して、漁民に話は全くありません。縦割行政の弊害の意を感じました。

黒い森

更に上流を目指しますと、もう岩手県との県境です。自然は県境とは関係なくつながっているのです。

山は圧倒的に杉山が目立ちます。戦後、エネルギー革命があり、里山の雑木林は価値のないものと位置付けられたのです。

木材が不足していたという事情もあり、国の方針で拡大造林計画が推進され杉、桧の一斉造林が始まったのです。

まず、1haに3千本の苗が植えられ、7、8年毎年草刈りが行われます。真夏の暑い日々、つらい仕事が続きます。でも、大きくなりさえすれば木を売ってお金になる。そう思うと意欲が湧きました。

20～30年育てますと、枝と枝が立て込んできます。良い木を残して、間引きするのです。これを間伐といいます。間伐材は工事現場の足場丸太に売れるのです。それで今までの経費にするのです。残った木はさらに大きくして高値で売る。これが拡大造林計画のスキームでした。

ところが昭和50年代になりますと、貿易の自由化が始まり、更に為替も変動性になったため、大きく円高になり、外国の安い木材が輸入されるようになったのです。

20年以上育てた間伐材が1本山でわずか200～300円という有様です。伐っても赤字になるばかりですので、山は放置されてしまったのです。

実際山に入ってみると、枝と枝が混んで光が入らず、真っ暗です。下草が生えないので乾いてパサパサしています。雨が降るとたちまち泥水が海に流れてくるのは、こうした山側の事情があることがわかりました。

河口から上流の山まで歩いてみて、川の流域にはなんとという大問題が横たわっているのだろう、と怖くなってしまいました。

これ等の問題を解決しないと、海はよくなるのではないのです。役場や市役所に勤務する友人たちに相談してみると、今の縦割行政システムの中では森から海までを1つの糸として捉えるのは難しい。まして川の上流は岩手県となるので、その壁はさらに高くなる、というのです。

では学者はどう考えているのか、大学を訪れ相談してみますと、学問の世界も今は、狭く深くという世界に入っている。そうしないと論文が書けない。森から海までの生態がどうつながっているか解明しようとしたら、膨大な時間と金がかかる。そんな研究は出来ない、という見解なのです。

行政も学者も当てにならない。だれを頼りにすればいいのでしょうか。ここで私たちは腹を決めました。

何の力もない弱い漁民だけど、海から森までを見通せるのは漁民しかいない。自分たちの力でやれることをとにかく試してみよう。

そういう想いで始めたのが、漁民による広葉樹の植林運動だったのです。

山に翻った大漁旗

平成元年9月、気仙沼湾からはるかに望む室根山に時ならぬ大漁旗が何百枚と翻りました。

その下では赤銅色に陽焼けしたねじり鉢巻姿の男たちが馴れない手つきで木を植えているのです。ブナ、ミズナラ、カエデなどの落葉広葉樹の苗が植えられていました。

植樹祭会場近くには、“森は海の恋人”という横断幕も張られていました。気仙沼湾でカキの養殖をしている漁民たちが、森・川・海を1つのものとして考えて欲しいというアピールのための行動でした。私もその中の1人です。室根山には200人を超す人が集まっていました。新聞社、テレビ局などのマスコミ関係も多く、仲間もびっくりしています。

環境問題に関心が集まり出していたこともあり、森は海の恋人というタイトルを印刷したパンフレットを持ち歩きマスコミ各社に説明しておいたことが功を奏したのです。

気仙沼が生んだ歌人・熊谷武雄の孫に当たる熊谷龍子さんとの出会いにより、“森は海の

恋人”というキャッチフレーズが生まれたことが何より大きなインパクトを与えたようなのです。

それまで言葉の世界など、全く関心がなかったのですが、人の心を動かすにはまず、言葉が大切なことを教えられたのです。

漁民による植林運動という意外性のある話題が森は海の恋人というキャッチフレーズに乗って全国発信されると、大きな反響があり、電話が鳴りっぱなしになりました。

どこの地域でも、同じような問題を抱えていて、どうにかしなければ、と思う人が増えていたのです。



植樹祭

化学者の眼で見た森は海の恋人

出だしは順調でしたが、森と川と海が科学的にどのようにつながっているかの裏付けがないと説得力に欠けることは承知していました。しかし、大学も縦割でそんな研究をしている学者がいないのです。

ダムの功罪もその裏付けがないと押し切られてしまいそうです。

その時、助け船が現れたのです。北海道大学水産学部教授松永勝彦先生(現四日市大学教授)と出会ったのです。

先生は元々海水中の微量金属の分析が専門で、海水中の水銀の量を世界で初めて正確に測定し、著名な科学誌「ネイチャー」に論文が2回も載っているような方でした。

立命館大学化学科出身で、北海道大学水産学部の海洋化学講座で、プランクトン、海藻の成育と、鉄分との関わりを研究していました。

化学者の眼で生物を視るという境界学問の学者でした。

北海道の日本海側を中心に磯焼けという現象があり、海藻の生えない磯が広がっていました。それまで水産の学者は、ウニや魚による食害によると主張していました。

でもよく観察してみると、河口の流水域には生えています。そこで、専門の分析技術で河川水を分析してみると、鉄分が多いのです。

河口から外れた海は、極端に不足していました。

鉄分は植物にとってどんな役目をしているかと言いますと、光合成を担っているクロロフィル（葉緑素）の光合成に不可欠です。またチッソ、リンなどの肥料分を体内に吸収するとき、鉄の力を借りないと吸収できない仕組みになっているのです。陸では土中に鉄が含まれていますが、海は貧血なのです。

アメリカのジョン・マーチンという海洋化学者が20年前、外海の鉄分濃度は、海水1リットル中、わずか10億分の1グラムしか含まれていないことを発見し、世界中の学者を驚かせました。

鉄は酸素と出会うと酸化し、粒子となって海底に沈んでしまうのです。太田川河口の広島湾、北上川河口の石巻湾がカキの大産地なのは、河川水が鉄を運んでいるため餌となる植物プランクトンが多く好漁場になっているのです。

森林の腐葉土が出来る過程で、フルボ酸という有機酸が生まれ、これが土中でイオン化した鉄と結びついたフルボ酸鉄になり海に供給されることを世界で初めて発見したのです。

これはその後判明したのですが、世界3大漁場の三陸沖への鉄分の供給源は、オホーツク海に注ぐアムール川から供給されるフルボ酸鉄でした。海流に乗って4千キロ旅し三陸沖まで届いていたのです。

人の心に木を植える

自然界のメカニズムはこうして解明されてきましたが、最大の問題は川の流域に暮らす人間の意識です。そのことを感じた私たちは平成2年から教育の世界に足を踏み入れました。

始めに、大川上流の室根町の小学生を海に招き体験学習を始めました。アイデアは次々生まれ、プランクトンネットで集めたプランクトンをコップに集め一口づつ飲ませるのです。そ



体験学習

の後顕微鏡で見せながら、人間が川から流すものを最初に体にとり込むのは植物プランクトンだよ。そして、動物プランクトン、小魚、大魚と食物連鎖が続きます。

もし水銀が流れてくればここでも水俣病が起ります、と公害の歴史も教えました。

カキ、ホタテ、ホヤなどをお腹いっぱいご馳走し、子供たちは帰ってゆきました。

やがて感想文が送られてきました。「わたしたちは体験学習をして翌日から、朝シャンのシャンプーを半分にしました。お父さんには農薬や除草剤をほんの少しでいいから減らしてくださいとお願いしました」と言うのです。

体験学習は今でも続けられており、今まで1万人を超す子供たちが海に来ました。その中から、プランクトンの研究者、教員など、人材が育っています。

幸いなことに公共事業の見直しもあり、新月ダム計画も中止になりました。

大川流域に暮らす人々の意識が動き出すと同時に、川や海的环境も目に見えて変わってきました。

今、大川は、宮城県で最もサケが上がる川になりました。25キロの大川が、250キロの北上川より多い7万尾のサケが上がっているのです。

海でも姿を消していたメバルなどもどり出し、赤潮が発生することも殆どありません。

森は海の恋人運動とは、人の心に木を植えることでした。

『労働法改革—参加による公正・効率社会の実現』の概要

雇用をめぐるルールのあり方については、従前、経済財政諮問会議、規制改革会議、厚生労働省などで議論が行われてきた。しかし、これらの議論の多くは浮かび上がってきた問題に対症療法的に対策を練ろうとする性格をもつものであった。労働法の背景や基盤にある歴史や理論に対する基本的な考察が十分になされておらず、また、労働法の全体像を見据えながら全体として一貫性のある形で未来のあり方を展望しようとする視点が欠けていた。

連合総研はこうした認識のもと、2007年4月に、連合雇用法制対策局からの委託を受けて、新しい時代にあった新しい労働ルールのグランド・デザインを展望することを目的とした研究委員

会「イニシアチヴ2008—新しい労働ルールの策定に向けて」を発足させた（後に「イニシアチヴ2009」に改称）。その研究委員会メンバーとして集まったのは労働法学、労働経済学を中心に労働をめぐる世界の最先端の研究を行っている若手研究者、人事労務管理や労働組合等の第一線で活動している実務家であった。2年にわたり、22回におよぶ研究委員会での討議を行うとともに、2回の公開シンポジウムを開催した。

2010年2月、それらの研究成果として、日本経済新聞出版社より『労働法改革—参加による公正・効率社会の実現』を刊行した。

以下では、①本書の概要②本書のねらいと今後の課題について報告する。

本書は労働法の背景や基盤にある歴史と理論に対する洞察を踏まえながら、理論的に一貫性のある形で労働法改革のグランド・デザインを提示し、この提言に対して比較法、政策研究、経済学、実務等の視点から考察を加えたものである。

本書は3部構成である。労働法改革の基本理念を明らかにしつつ、未来に向けた労働法改革の全体像を提示した第1部、それぞれの法制について比較法や政策研究の視点から改革の方向性や留意点などを具体的に論じた第2部、経済学や労使実務の視点から第1部の提言に対して考察を加えた第3部である。

第1部『労働法改革のグランド・デザイン』

第1章「労働法改革の基本理念—歴史的・理論的視点から」（水町勇一郎）は歴史的・理論的視点から労働法改革の基本理念を抽出する。工業化社会において形成・発展してきた旧来の労働法は近年の社会の複雑化・グローバル化に対応できなくなってきた。新たな法理論として注目されるのが、ヨーロッパの「手続的規制」理論とアメリカの「構造的アプローチ」である。両者は異なる理論的基盤をもつが、新たな理論・アプローチを提唱する点、動的なプロセスを重視している点で共通する。

これらの法理論に照らして日本の労働法制の現状を考察すると、労働法改革に向けた課題と方向性がみえる。本書が掲げる基本理念は「社会的に『公正』で経済的に『効率』的な社会を当事者の『参加』によって実現していく」ことである。

第2章「新たな労働法のグランド・デザイン—5つの分野の改革の提言」（水町勇一郎）は、労働法改革の具体的な改革案（提言）である。提言は労使関係法制、労働契約法制、労働時間法制、雇用差別禁止法制、労働市場法制の5分野にわたる。改革の主なポイントは、①労働者代表制を法律上制度化し開放的で透明な労使コミュニケーションの基盤を作る、②労働契約法や労働審判制度のなかにも集団的コミュニケーションの視点を取り込み当事者による問題発見・解決・予防のサイクルを作り出す、③長時間労働問題（健康確保）への実効的な施策を講じつつ労働実態の多様化に適應できるように法制度の整理・再編を行う、④包括的な雇用差別禁止法を制定し各人がその能力や状況に応じて就労できる法的基盤を整える、⑤雇用の実態と法の趣旨に応じた的確な規制を講じつつ雇用形態（契約形式）に対して中立的な法制度設計とし労働市場全体のバランスを整えることにある。これらの改革が具体的な法律の制定や改正の形で実現されるべきことを提案する。

本稿では「イニシアチヴ2009」研究委員会の研究成果をまとめた『労働法改革－参加による公正・効率社会の実現』（日本経済新聞出版社）の概要を紹介し（文責は連合総研事務局）。

第2部 『労働法改革の視点』

第3章「労使関係法制－ドイツ・フランスの動向」（桑村裕美子）は、ドイツ・フランスの比較法的考察をもとに、日本における望ましい労使関係法制のあり方を考察する。近年ドイツ、フランスでは企業レベルの労働条件決定の重要性が高まっている。当該代表者が労働者の多様な意見を適正に反映し、かつ、使用者と対等に交渉しうるといった制度的手当が不可欠と考えられている。問題とされるのは制度上の要件が整備されている労働者代表であれば、いかなる場合も同じように広範な決定権限を付与してよいのかという点である。両国では産業レベルの組合と直接の結びつきがない従業員代表については消極的に解されており、労働者保護に配慮した制度設計の重要性が指摘される。日本で労働者代表の制度設計を行う際には労働者代表が労働組合の権限を阻害しないように慎重な権限調整を行う必要性などを示唆する。

第4章「労働者代表制度－スペインからの示唆」（大石玄）は、労働者代表制度のあり方について労働組合代表と従業員代表をともに有するスペインを取り上げる。スペイン労使関係法制の特徴は、①従業員代表の選出が法定化されていること、②労働組合と従業員代表が並立する仕組みであること、③労働組合のみならず従業員代表も労働協約の締結権を有することである。分析により明らかになるのは、①スペインの従業員代表制度は背後に位置する労働組合の積極的な関与によって支えられていること、②従業員代表制度と労働組合とが密接な関連性を有する設計となっており、従業員代表制度が産業・地域セクターにおける労働組合の活動にも正統性を付与する根拠となることである。こうした考察から、労働者代表制度を背後で支える労働組合の機能を強化する必要性などを示唆する。

第5章「雇用差別禁止法制－ヨーロッパの動向」（櫻庭涼子）は、包括的な雇用差別禁止法制をもつEUの動向を紹介する。どのような点で日本より保護に厚いか、どのような社会的背景のなかで雇用差別禁止法制が発展したか、雇用管理のあり方に見直しを迫る包括的雇用差別禁止規制がなぜEUで受け入れられたかを軸に考察を展開する。①EUでは年齢・障害・性的指向による雇用差

別は募集から退職に至る全ての場面で基本的に許されず、またパートタイム・有期・派遣など雇用形態による不利益取り扱いができない、②間接差別の法理の発展がみられる、③人権保障という高邁な理念だけでなく、市場統合という特有の事情を背景とし、雇用政策の意味もある、④年齢・障害・雇用形態に基づく取り扱いが適法と認められる場合もあり、絶対的禁止とされるわけではないなどの示唆がなされる。

第6章「スウェーデンにおける男女雇用差別の法規制－個人の権利保障と格差の是正をめぐる」（両角道代）は、EU統合を契機に雇用差別禁止法制が急速に発展し、2008年に集大成として包括的な差別法が制定されたスウェーデンの状況を紹介する。①パートタイム・有期を理由とする差別禁止は個人の基本権保障を理念とする差別法とは性質を異にするため、差別法とは別個の法律として残された、②間接差別法理は協約システムの下で容認されてきた差別的構造の変化をもたらし潜在的な可能性をもつが、裁判所に広い知見が求められ、難度の高い作業となっている、③それゆえ、日本で間接差別を一般的に禁止する際には労使や裁判所が参照できる具体的な基準をガイドラインなどで示す必要がある、④差別問題を専門とする行政機関が設置され、様々な方向から労働市場の構造的格差を解消することに取り組むことなどを示唆する。

第7章「労働契約法制－課題と改革の方向性」（山川隆一）は、労働契約法について法政策的な観点から検討を行う。法の意義と基本的性格を明らかにしたうえで、現行法には盛り込まれていない採用内定法理・雇止め法理などの判例法理の法制化や未組織労働者を含めた労働者の集団的利益を集約・反映するシステムとしての労働者代表制の設計・制度化など、今後検討すべき課題を指摘する。また、労働契約法に関連し、広く労働法規一般に共通する課題として、①刑事制裁、②行政監督・取締り、③民事上の紛争解決など法実現のための多様な手法があることを諸外国の例も交えて明らかにしながら、労働法規上の各規律事項や政策目的に応じていかなる手法をとることが適切か検討を深めることの重要性を指摘する。

第8章「労働時間法制－課題と改革の方向性」（濱口桂一郎）は、日本の労働時間法制をめぐる問題について、

議論の混迷の原因を明らかにし、複雑な問題を解くための改革の方向性を示す。近年問題とされてきた「名ばかり管理職」も「ホワイトカラーエグゼンプション」も、労働時間の長さが問題であったにもかかわらず、残業代の問題と捉えられ、そこに議論の焦点があてられたことに混迷の原因がある。いま求められるのは高給労働者に残業代を支払うことではなく、命と健康を守るために労働時間の長さに規制をかけることを指摘する。具体的にはEU型の休息時間規制などの導入の必要性を指摘する。

第9章「労働市場法制—課題と改革の方向性」（濱口桂一郎）は、歴史的視点を踏まえて考究し、改革の視点・方向性を明らかにする。①「偽装請負」については現在の労働者派遣法制と請負法制とのアンバランスに問題の淵源があり、戦前の工場法が事業請負に対して請負者ではなく工場主に使用者責任を負わせていたという原点を再認識して、請負に適切な法規制を施すことが重要であること、②登録型派遣については派遣先と派遣労働者との間に雇用関係を成立させないという無理のある人為的な規制ではなく、使用者責任を派遣元が負うというサービス付きの職業紹介という一般的な認識に立った規制を考えるべきであること、③労働者派遣法の業務限定方式は職務内容が不明確な日本では無理のある仕組みであり、最近の製造業派遣禁止論には合理的な理由は見いだせないことを指摘する。

第3部「経済学・実務からの考察」

第10章「労使コミュニケーションの再構築に向けて」（神林龍）は、第1部で提示した提言を「第三者の役割」という観点から考察する。企業組織や労働者の多様化のなかで、本来労働法が期待する労使自治機能が弱体化している現状を踏まえ、「グランド・デザイン」の取り組むべき課題はいかに集団的意思決定機能を再構築し、労働市場における規範形成を円滑に進めるかにあることを指摘する。その要となる労働者代表制の導入については規範形成という観点からはいくつか望ましい役割をもつ可能性がある。その可能性とは①労働者代表制はそのフォーラム的な要素を強調することで集団の交渉の土台を作り出すことができるかもしれないこと、②交渉にあたって第三者的観察者を導入することで、交渉当事者の規

範形成意識を刺激し、より周囲の納得の得やすい妥結に結びつけることができる可能性もあることである。労働時間法制や雇用差別禁止法制など当事者間の利益配分と同時に公正性が要請される場合には労働者代表制の活用も選択肢として考慮すべきであると指摘する。

第11章「労働関係ネットワーク構築のための素描—特に『仲介者』の役割について」（飯田高）は、「構造的アプローチ」に着目し、弁護士、労働組合などの「仲介者」の役割と課題を理論的に明らかにする。構造的アプローチでは「一般的な法規範」と「職場レベルでの問題解決」との間の相互作用関係が強調され、複雑で多様化した問題に対応するための柔軟な規範形成が目標とされる。その際、重要な役割を担うのが「仲介者」である。しかし同時に、仲介者は克服すべき2つの大きな課題を抱える。①仲介者が自己利益や一方当事者の利益に沿って行動しないようにするインセンティブにかかわる課題、②仲介者による規範形成を可能とするために情報収集能力、公平性、専門性を備えるという規範形成にかかわる課題である。そこで独立性、連結性、公平性、専門性を備えた「ネットワークとしての仲介者」を構築することの重要性を指摘する。

第12章「労働組合の視点から—職場における『公正』の確保に向けて」（杉山豊治・村上陽子）では提言に対してコメント・批判がなされる。職場の実態を踏まえて、①過半数代表制の改善のために労働者代表制が必要であるが、集団的な労使コミュニケーションの中心的な担い手となり得るのは労働組合であること（労使関係法制）、②長時間労働の是正に向けて「勤務間インターバル制度」など休息時間規制を具体化すべきこと（労働時間法制）、③雇用差別の禁止にあたって「年齢」をどのように捉えるかについては社会的な議論とコンセンサスが必要であること（雇用差別禁止法制）、④「期間の定めのない直接雇用」を雇用の原則としたうえで、労働者派遣や有期労働契約の規制について検討すべきこと（労働市場法制）などを指摘する。

第13章「人事労務管理の視点から」（荻野勝彦）は、提言に対する批判と現実的な修正・代替案を提示する。欧米の理論や法制を参考とした提言はわが国の労働市場や労使関係の実態と大きく乖離しており、日本の人事労務管理の独自性や競争力を失わせるおそれを指摘する。①多様な労働者の意見を反映する基盤を構築するためには

労働者代表制の法制化ではなく、企業別労働組合による多様な労働者の組織化によるべきであり、労働組合の組織率向上に向けた政策的支援が必要であること（労使関係法制）、②労働契約法の内容の豊富化にあたっては労使自治、多様性、透明性を重視すべきこと（労働契約法制）、③労働時間規制では規制の目的に応じて労働時間概念を使い分けながら、必要な人には必要な規制を課するという視点をもつこと、④年齢、障害、雇用形態を理由とする差別を原則禁止する提案は実態とかけ離れており、特に非正規労働者については差別禁止ではなく能力開発・キャリア形成の支援に取り組むべきであること（雇用差別禁止法制）などを提案する。

本書のねらいと今後の課題

本書は未来に向けた労働法改革の全体像（労使関係法制、労働契約法制、労働時間法制、雇用差別禁止法制、労働市場法制の5分野にわたる提言）を提示している。これらの提起を通じて、研究者にとどまらず、行政および労働問題の実践にあたっている労使関係実務家をも巻き込んで、労働法改革に関する政策論議を喚起することをねらいとしている。

そのため、研究委員会には研究者に加え、労使関係の実務家にも参画していただいた。さらには公開シンポジウムでは行政の政策担当者にも加わっていただき、議論を深化させた。

提言は研究委員会等での多彩な議論を踏まえながら、水町主査にとりまとめていただいたものであるが、当然のことながら、メンバー間で活発な意見が交わされた。なかにはメンバーの間で見解の一致がみられない点もあった。特に、労働組合および人事労務管理の実務の視点から、包括的な労働法改革案に対して根本的な批判が展開され、より現実的な修正案や代替案の提案がなされている（第12章、第13章）。

なかでも議論が大きく分かれた点は次の3点である。

第1に多様な労働者の意見を調整・反映するのに適切な組織は労働組合か、労働者代表かである（前述の第12章、第13章の概要参照）。

第2に労働時間規制の設計の仕方である。労働組合の視点からは最長労働時間規制と休息時間の導入を積極的に評価しながらも、最長労働時間の水準については慎重

な議論が必要であること、人事労務管理の視点からは長時間労働問題、健康問題、賃金計算など問題に応じた複数の労働時間概念を使い分けることが実態に適合し効果的であることを指摘する。

第3に年齢、障害、雇用形態を理由とする雇用差別も原則として禁止すべきかである。労働組合の視点からは、①年齢差別禁止は十分な議論とコンセンサス作りが必要であり、定年制の禁止は労働者にも企業にも社会的にもプラスにならない、②障害差別禁止については使用者に求められる「合理的配慮」を職場における労使の協議によって具体化すべきであると指摘する。人事労務管理の視点からは、①定年制を禁止すると50歳でも解雇され雇用を失う人が数多く出る、②障害差別を禁止することはかえって障害者雇用を減少させる危険性もある、③雇用形態を理由とした差別の禁止は企業実態に合わず現場を混乱させると指摘する（これらの批判・修正案に対しては水町主査よりコメントがなされている。「むすびに一本書の到達点」）。

こうした具体的な批判・修正案が提起されたのも、現場第一線で活動する労働組合、人事労務管理の実務家が討議に深くコミットしていたからこそであり、その意味からも本書は労働法改革に関する議論の礎となるにふさわしいといえよう。

今後は改革の柱となる基本理念についての理論的・実証的な考察を深めていくとともに、それぞれの分野の提言の内容や手法について上記のような意見の対立を踏まえたより具体的な検討を行っていくことが重要な課題となる。

医療現場における高負荷労働の実態と対策

—医療従事者の安全衛生の観点から—

医療現場における高負荷労働の実態とその対策について考える際には、医療を支える仕組みや人材確保などの「制度設計」という視点と、高負荷労働改善の実態に基づいて現実への手当てとして「現場改善」を進めていくという二つの視点があると思います。今回は、専門である産業安全保健・人間工学の視点から後者に焦点を当てて、1) 医療現場における高負荷労働は現実問題であること、2) その対策は多面的に取り組む必要があること、3) 良好事例の3点をご紹介します。医療従事者が安全で健康的に労働生活を営むことができる方法を検討したいと思います。

1. 医療現場における高負荷労働は現実問題

まず、医療現場において、高負荷労働は現実存在する問題であるということです。結論から申し上げますと、高負荷労働への対処方法としては、良好事例に学び、実際に自分の職場に即した枠組みを作るといふ、ステップ・バイ・ステップの取り組みが、最も現実的ではないかと考えています。

日本医師会の「勤務医の健康支援に関するプロジェクト委員会」で勤務医1万人を対象に行ったアンケート調査においても、高負荷状態にさらされている医師の実態が明らかになっています。しかし、そこで問題となって浮かび上がったのは、医師が健康を損ねて、あるいは妊娠・出産などで離職を余儀なくされた場合に、当該の医師が責任を問われている事実です。自由記入欄には、ある50代の医師による医療崩壊に関して登場した「立ち去り型サボタージュ」という言葉は、制度によって医師が働けなくなった状況や女性医師が働きにくい労働環境がつくり出されたことを認識せず、辞めた医師が無責任、医師としてあるまじき行為のような響きがあり、非常に残念である、という声が寄せられました。

また、看護師2万人が過労死レベルであるということも明らかにした日本看護協会の調査は、医師に限らず、医療

従事者の疲労と心身の負担が想像を絶する状況になっていることを明らかにしています。最近では、岩波ブックレットシリーズで『壊れゆく医師たち』という本が出版されました。医療従事者を将来目標とする中高生が、医療の素晴らしさに触れる前に、医療従事者の過酷な労働環境の実態を知って将来が変わる可能性さえあります。

高負荷労働の背景には、医療従事者は、安全を脅かし健康を損なう多くのリスクにさらされているという医療労働の特性があります。モンスター・ペイシエントという言葉に象徴される院内暴力が近年話題になっていますが、職業感染症、抗癌剤や医療に用いられる有害化学物質へ暴露については従来から指摘されています。放射線被曝量が多い医療従事者には流産率が高いなど、医療従事者には女性が多いことから、より母性保護への配慮という視点が必要です。

2. 高負荷労働対策は多面的対策

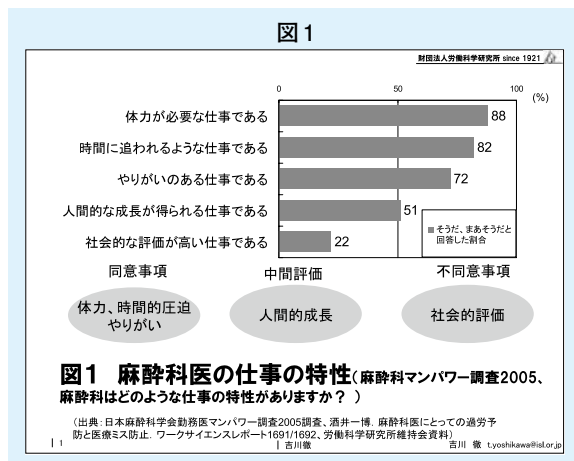
次に、こういった背景をもつ医療労働における労働者保護対策をどのように進めていくかということについてお話しします。現場のデータは、心理社会面・身体面・制度面・報酬面と、多面的に対策を講じることが非常に重要であることを如実に物語っています。

ここでは、さまざまなデータのうち、日本医師会の勤務医健康支援調査、2004年および2005年の麻酔科医のマンパワー調査、日本看護協会の時間外勤務・夜勤・交替制勤務等緊急実態調査、IT化に伴った看護師の労働負担調査の結果を取り上げ、対策の視点を整理してみます。

まず、勤務医の健康支援調査です。この調査は日本医師会の会員約16万人（医師は全国で約28万人）の、約半数の8万人を占める勤務医のうち、無作為に抽出した1万人に郵送による質問票調査を行い、医師の健康状態と健康改善に向けたニーズを把握しようとしたものです。回収率は約4割で、男性医師が8割、女性医師が2割、年

「医療人材に関する研究Ⅱ」第2回研究委員会が2月5日に開催されました。(財)労働科学研究所の吉川徹副所長を講師に迎え、医療現場における高負荷労働の実態と対策をテーマに、実態とその対策の多面性、そして改善のための取り組みについて、問題提起をいただきました。本稿はご講演の内容を連合総研事務局の責任においてまとめたものです。

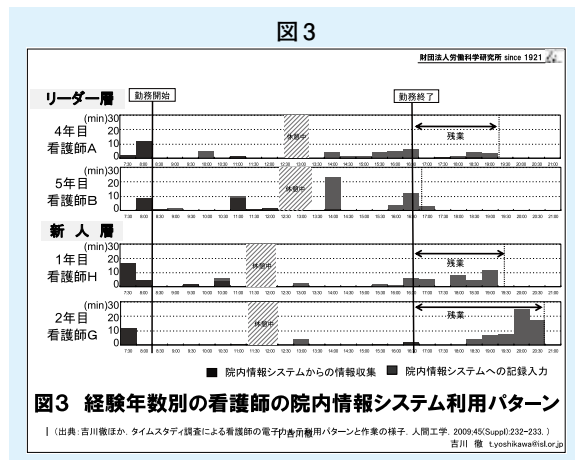
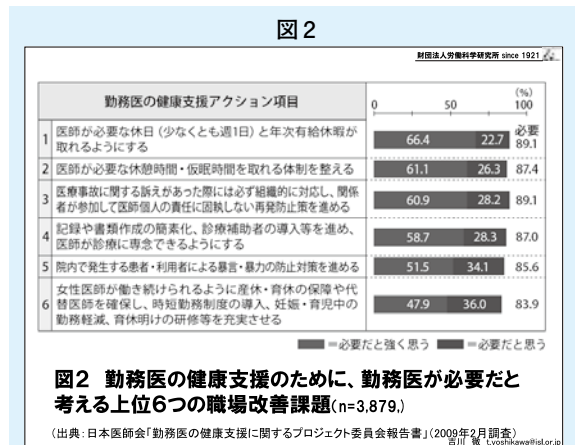
年齢では40歳代と50歳代が6割弱を占め、常勤が9割、96%が病院勤務です。勤務医の2人に1人が月の休日が4日以下で、8.7%は全く休みがないと回答しています。院内暴力や不当なクレームは半数以上が過去6カ月以内に経験していて、メンタルヘルスのサポートを必要とする人が8.7%を占めるなど、医師が過酷な労働条件下にあることが明らかでした。さらに問題なのは、半数以上の53%が体調不良についてほかの人に全く相談していないことです。健康支援のための労働環境の改善ニーズは多岐にわたっ



ています(図1)。この結果から、勤務医の健康支援ニーズには、1) 勤務医が休日・休暇の正当な取得や労働時間内の休憩・休息、2) 仕事上のストレスとなる医療事故対応、患者からの暴言・暴力対策、3) 医師本来の診療業務に専念できる就労環境の整備、4) 女性医師の勤務継続支援が上位に挙がると考えられます。

2005年に労働科学研究所が実施した麻酔科医についての調査では、その仕事について、体力の必要性や時間的圧迫、やりがいを感じながらも、社会的評価は相対的に低いと感じているという結果が出ています(図2)。内科や小児科と比較しても、職務満足度を高めるための支援が特に必要ではないかと考えられ、これは、勤務医といっても一概に同じ対策ではなく、診療科ごとにその仕事の特性にあった支援の必要性を示すデータです。

労働科学研究所が榊原記念病院と行った共同研究からは、IT化と看護師の労働負担について電子カルテがもたらす患者中心ケアの向上と、看護師のIT利用の実態が明らかとなりました。電子カルテシステムの導入によって膨大なデータに対する処理速度が上がり、最新の情報が瞬時に把握できるようになった一方で、経験年数や定型業務か否かなどの特性によって、負担の程度は異なります(図3)。医師の場合は業務パターンによるニーズを把握し、それを解決につなげていくことで解決が見出せるという感触を得ています。



3. 医療現場における高負荷労働改善のための取り組み

次に、メンタルヘルスを中心に、医療現場における高負

荷労働改善の取り組みの方向性について、申し上げます。

まず、メンタルヘルスについては、厚生労働省が推奨するような総合的なアプローチとしてのセルフケアやラインケアといったものに加えて、いわば心の健康づくり計画策定のような、組織としての職場が労働条件を改善していく仕組みづくりが、今後医療施設にとって重要であると思います。労働者保護の関連法令として労働基準法をはじめ、医療従事者の高負荷労働を制限する様々な規制があり、その厳格な適用を進めると共に、現実問題の解決に向けてはすでに実施されている医療従事者の健康を支援する良好事例から学び、組織の仕組みに結び付けていくという、ステップ・バイ・ステップによるアプローチが最も有効です。そしてその支援のためにそういった現場からのボトムアップという文化の醸成と、それを支援するような医療従事者保護といった制度設計の二本柱が必要になります。

その際、職場改善ニーズを的確に洗い出し、職場の仲間による話し合いを促進する「アクションチェックリスト」の活用が期待されます。例えば、東北大学病院では、安全衛生管理室、看護師と医学部教室会主催のメンタルヘルスワークショップにおいて、日本医師会の勤務医健康支援プロジェクトが作成した「医師（医療従事者）の健康支援のための職場改善チェックリスト」※を利用して、事例検討を通じた職場改善支援の取り組みを進めています。ワークショップでは他の職場の良好事例から学ぶことや、メンタルヘルスについても、たった一人の産業医に任せてしまうのではなく、今回のようなワークショップを定期的に開催して、院内で情報交換や意見交換を行うことで対策を練ることが重要だという意見が出ました。社会保険病院協会連合会での管理職研修でも、対策指向型の研修が行われ始めています。現場で働く当事者が、現場に近いというメリットを活かして、ステップ・バイ・ステップで対策を進めていくことが重要ではないかと思えます。

また、近年注目されている暴言・暴力対策では、労働科学研究所と北里大学、筑波大学のワーキンググループで作

成した「医療機関における安全で安心な医療労働環境づくりのための改善チェックリスト（医療外の緊急リスク対応）」が、現場のニーズを把握した、ボトムアップの対策検討に活用されています。

なお、日本医師会も、勤務医の健康支援プロジェクト委員会等を通じて、勤務医の負担軽減に取り組んでいます。先程ご紹介したチェックリストや、医療機関における職場改善を進める際の参考として「勤務医の健康を守る7カ条」※「医師が元気に働くための7カ条」※を作成したほか、これらを活用した産業医を対象としたワークショップの開催を企画しています。

まとめ

医療現場における高負荷労働は現実問題ですが、医療職場の改善を進める良好事例が蓄積されてきています。高負荷労働対策には、医師不足、看護師不足などが注目されやすいのですが、人材確保をはかるための大きな枠組みとしての制度設計の見直しと共に、日本の文化に根ざした日本の医療現場を改善していくために、現場に即した実例を積み重ねていくというボトムアップによって対処することが最も有効と考えます。労働時間対策やストレス対策としては、心理社会的、身体的、公共財としての医療のあり方改善など多面的な取り組みが必要です。専門や経験年数、世代間の相違、定型業務か否かなど医療従事者の様々な労働特性に即しつつ、きめ細やかにニーズに応えられるような仕掛けを提供することが重要になるのではないかと思います。

※日本医師会のホームページ参照

<http://www.med.or.jp/kinmu/>

消費者態度指数改善の背景に好調のエコポイント制度

内閣府「消費動向調査」（全国・月次/平成22年1月実施調査結果/2月12日発表）によると、消費者マインドを表わす一般世帯の消費者態度指数は39.0と、4ヶ月ぶりに改善した。消費者態度指数を構成する意識指標である「暮らし向き」（39.8/前月差1.6ポイント）、「収入の増え方」（37.9/同1.8ポイント）、「雇用環境」（33.1/同2.3ポイント）「耐久消費財の買い時判断」（45.3/同0.2ポイント）はいずれも前月より改善したが、「耐久消費財の買い時判断」については、昨年12月から反転し、2カ月連続で上昇した（図表1）。

この背景のひとつには、1月28日に可決・成立した、2009年度第2次補正予算内に緊急経済対策として盛り込まれた、エコポイント制度のリニューアルおよびエコカー購入補助の延長措置の影響があると

みられる。特に、エコポイント制度については、昨年7月の申請受付開始以来、着実に実績を伸ばし、2月15日に発表された環境省・経済産業省・総務省グリーン家電エコポイント事務局「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の実施状況について」（平成22年1月末時点）においても、エコポイント発行件数・点数（個人申請、累積）は増加し続けている（図表2）。

消費拡大とりわけ耐久消費財の消費拡大に対して、エコポイント制度が果たす役割は大きい。昨今の消費者の環境志向の高まりとも相まって、景気回復に向けたけん引役となりうるかどうか、エコポイント制度に対する注目度は今後ますます高まりそうである。

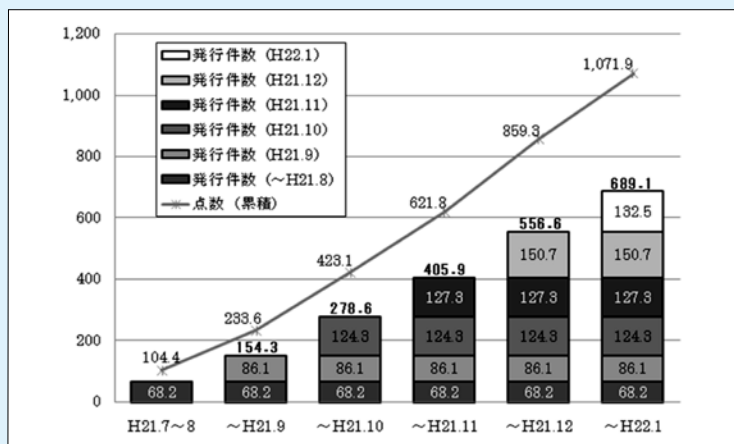
図表1 消費者態度指数と消費者意識指標（一般世帯、原数値）

	2009年	2009年	2009年	2009年	2009年	2009年	2010年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
消費者態度指数	39.4	40.1	40.5	40.5	39.5	37.6	39.0	
（前月差）	1.8	0.7	0.4	0.0	▲1.0	▲1.9	1.4	
（前年同月差）	8.0	10.0	9.1	11.1	11.1	11.4	12.6	
消費者態度 指数を構成する 意識指標	暮らし向き	39.4	39.9	40.8	40.9	40.4	38.2	39.8
	（前月差）	2.0	0.5	0.9	0.1	▲0.5	▲2.2	1.6
	（前年同月差）	10.1	11.4	10.2	11.3	11.0	9.7	10.6
	収入の増え方	37.0	38.1	38.5	38.7	37.7	36.1	37.9
	（前月差）	1.2	1.1	0.4	0.2	▲1.0	▲1.6	1.8
	（前年同月差）	0.7	3.1	2.7	4.2	4.3	4.6	6.5
	雇用環境	34.0	36.0	36.4	36.1	35.0	30.8	33.1
	（前月差）	2.3	2.0	0.4	▲0.3	▲1.1	▲4.2	2.3
（前年同月差）	3.3	7.6	7.5	11.3	13.9	15.4	18.9	
耐久消費財の買い時判断	47.3	46.3	46.1	46.3	44.8	45.1	45.3	
（前月差）	1.8	▲1.0	▲0.2	0.2	▲1.5	0.3	0.2	
（前年同月差）	18.1	18.0	15.8	17.5	15.2	15.7	14.7	

（注）内閣府「消費動向調査」（全国・月次/平成22年1月実施調査結果）より抜粋

（注）消費者態度指数（原数値）は、「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の4項目の消費者意識指標（原数値）を単純平均して算出している

図表2 エコポイント発行件数・点数（個人申請、累積）



（注）環境省・経済産業省・総務省グリーン家電エコポイント事務局「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業の実施状況について」（平成22年1月末時点）より抜粋

【2月の主な行事】

- 2月3日 所内・研究部門会議
5日 連合総研・同志社大学 ITEC の共同研究〈医療人材に関する研究Ⅱ〉
(主査：中田 喜文 同志社大学教授)
- 10日 研究部門・業務会議
企画会議
- 15日 外国人労働者問題に関する調査研究委員会 (主査：鈴木 宏昌 早稲田大学教授)
- 17日 所内・研究部門会議
- 19日 国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会 (主査：伊藤 光利 関西大学教授)
- 21日 働く貧困層（ワーキング・プア）に関する調査研究委員会
(主査：福原 宏幸 大阪市立大学教授)

【編集後記】

経済的な疲弊が進み、都市との格差が顕在化するなかで、地域再生に向けては何か鍵となるのでしょうか。さまざまな地域において多様な活動がすでに実績を挙げているなかで、今号の特集では、生活に直結する「環境」を軸に張り巡らされた人的ネットワークに着目し、地域再生に向けたヒントを探ってみました。

ご寄稿いただいた3人の方々からは、海外事例の考察を通して、琵琶湖の流域管理を通して、そして海を守るための森林涵養を通じて、それぞれのお立場で地域再生に向けたメッセージをいただきました。そこで明らかになったのは、人々が集まり、自分たちで考えながら実践を積み重ねていくことこそが、地味かもしれませんが地域再生にとっては王道であるということです。人間関係が希薄になり、なおかつ問題解決のためには即効性が求められる現代においてもなお、人と人との結びつきは、社会的存在である人間の根幹を成すものだというところを、改めて感じ取っていただければ幸いです。
(まねき猫)